南アルプス市犯罪被害者等支援条例（案）

（目的）

第１条　この条例は、犯罪被害者等基本法（平成１６年法律第１６１号）に基づき犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）犯罪等　犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

（２）犯罪被害者等　犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

（３）再被害　犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。

（４）二次的被害　犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、インターネット上の情報の拡散、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。

（５）民間支援団体　犯罪被害者等の支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

（６）関係機関等　国、県、警察その他の行政機関及び民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

（７）市民等　市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する個人及び市内で活動する団体をいう。

（８）事業者　市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第３条　犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮して行わなければならない。

２　犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、途切れることなく適切に行われなければならない。

３　犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適切な取扱いの確保に最大限配慮して行わなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するものとする。

２　市は、前項の施策を円滑に実施することができるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

（市民等の責務）

第５条　市民等は、基本理念に基づき、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念に基づき、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策の趣旨を理解し、これに協力するよう努めるものとする。

２　事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事手続その他の手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第７条　市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

２　市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（見舞金の支給）

第８条　市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

（日常生活の支援）

第９条　市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等の状況に応じた適切な福祉サービス等が提供されるよう必要な支援を行うものとする。

（安全の確保）

第１０条　市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害及び二次的被害を受けることを防止し、並びにその安全性を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な支援を行うものとする。

（居住の安定）

第１１条　市は、犯罪等、再被害又は二次的被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、情報の提供、関係機関等との連絡調整その他の必要な支援を行うものとする。

（雇用の安定）

第１２条　市は、犯罪被害者等が犯罪等による被害又は刑事手続等への対応により、離職、休職その他就労上の不利益を受けることのないよう、雇用の継続及び再就職に関する相談、情報の提供、関係機関等との連絡調整その他の必要な支援を行うものとする。

（市民等及び事業者の理解の増進）

第１３条　市は、犯罪被害者等の置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第１４条　市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供、助言その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体への支援）

第１５条　市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（意見等の反映）

第１６条　市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

（支援の制限）

第１７条　市は、犯罪被害者等への支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等への支援を行わないことができる。

（委任）

第１８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第８条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した犯罪等による被害について適用する。

（南アルプス市生活安全条例の一部改正）

３　南アルプス市生活安全条例（平成１５年南アルプス市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第９条を削り、第１０条を第９条とする。